

LP ガス価格高騰緊急支援給付金

(対象：25m³/月を超える方、工業・農業等利用等の方)

1. 給付金について

- ◆ LPガス価格高騰の影響緩和を図ることを目的に、島根県内でLPガスを使用する消費者のうち、次の①・②に該当する方を対象として、令和5年1月～9月の各月のガス使用料に応じた給付金を支給します

【対象となる方】

- ① ガスメーターで使用量が管理されている消費者のうち使用料 25m³ を超える月が、ひと月以上ある消費者
- ② ガスボンベやタンク等で購入している消費者（質量販売、工業や農業利用）

【対象外の方】 次の場合を除きます

- ・ 申請時点で島根県内に居住もしくは事業所等を有していない者
- ・ 国・県・市町村および国・県・市町村から委託または補助等でLPガス料金が補填される施設の管理者
- ・ その他補助金等によりLPガス料金に対する支援を受けている者（補助率等は問わない）
- ・ 島根県税の滞納がある者
- ・ 申請者等が、暴力団員等の反社会勢力との関係を有する者
- ・ その他社会通念上、給付金の支給を受けることがふさわしくない者

【支給金額】

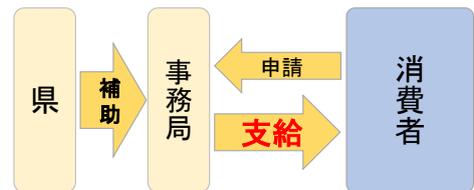
①の方 $20円^{※1}/m^3 \times (使用量/月 - 25m^3)$

②の方 $20円^{※1}/m^3 \times 使用量/月^{※2}$

- ※1 9月分は10円/m³
 ※2 25m³以下は一律500円/月
 ※3 上限120万円/月
 (9月分は60万円/月)

2. 支給の方法

- ◆ 対象となる消費者は、申請書類（申請要領・様式は後日事務局ホームページに掲載）を作成し、事務局に申請を行います



【申請書および証拠書類】

各月^{※1}の使用量や購入実績^{※2}がわかる証拠書類（申請様式+検針票、納品・請求・領収書等）

※1 ①の方については、販売店の発行する請求書・領収書等に記載されている使用期間（9月分の例：8/17～9/16 または 9/17～10/16 のいずれか）をひと月分とします。②の方については、毎月の初日から月末までの日（9月分の例：9/1～9/30の間）をひと月分とします

※2 kg単位で購入している方については、所定の様式によってm³単位に換算（プロパン・ブタン別）してください

3. スケジュール（予定）

- 8月下旬～ 消費者のみなさまに事業のお知らせ（新聞やホームページ等）
 後日、専用HP (<https://www.shimane-lpg-kyufukin.jp>) に申請要領を掲載
- 9月4日～ 給付金申請窓口（事務センター）の開設
 電話：0852-67-3641 ※ 9/4まではつながりません
- 10月2日～ 申請受付開始（～12月11日 受付終了）



▲ ホームページ
QRコード